

試験焼却期間のダイオキシン類測定結果

富山地区広域圏事務組合

試料名	採取日	測定値	基準値	参考値	単位
排ガス 1号炉	12月16日	0.00000000	0.1	0.00000000 (H24.6.11)	ng-TEQ/Nm ³
排ガス 2号炉	12月16日	0.00069	0.1	0.000040 (H24.10.12)	ng-TEQ/Nm ³
飛灰 1号炉	12月16日	0.52	—	1.0 (H23.10.5)	ng-TEQ/g
飛灰 2号炉	12月16日	2.7	—	0.33 (H23.7.12)	ng-TEQ/g
処理灰	12月17日	0.0046	3	0.0061 (H24.6.11)	ng-TEQ/g

* ダイオキシン類の基準値はダイオキシン類対策特別措置法による

* 測定方法 排ガス 平成11年総理府令第67号(JIS K0311:2005に定める方法)

灰 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法

* 測定機関 一般財団法人 上越環境科学センター

* 処理灰は、飛灰を加熱脱塩処理によりダイオキシン類を分解し、さらに薬剤処理により灰中の重金属類が外に出ないようにしたもので、これを埋立処分しています。